

第 9 3 号議案

足立区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の懲戒に関する条例（昭和 4 9 年足立区条例第 3 8 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料」の次に「（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号
に掲げる職員については、報酬（足立区会計年度任用職員の給与及び費
用弁償に関する条例（令和元年足立区条例第 号）第 2 0 条第 1 項に規
定する地域手当に相当する報酬、第 2 1 条第 1 項に規定する特殊勤務手
当に相当する報酬、第 2 3 条第 1 項に規定する超過勤務手当に相当する
報酬、第 2 4 条に規定する休日給に相当する報酬及び第 2 5 条に規定す
る夜勤手当に相当する報酬を除く。））」を加える。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条
例案を提出いたします。